

規 則

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第三十二号

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例施行規則（平成二十八年埼玉県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「**五**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。